

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

令和 年 月 日

佐賀大学長 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られことがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがありますことを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、佐賀大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が佐賀大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

以下のすべての項目を、申請者本人が記入してください。（＊は該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学
	氏名				
	生年月日	(西暦)	年 月	日生	(歳)
	現住所	〒 一			
	電話番号	一			
	所属	学部			学科・課程
	学年	年	学籍番号(受験番号)		
昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼 (昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信				
過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。 ※入学金の減免を受けられるのは1回限りです。編入学前の大学等で、本制度にて既に減免を受けている場合、今回の入学料は減免対象となりません。		<input type="checkbox"/> ある＊ <input type="checkbox"/> ない			
過去に本制度の支援を受けた 学校名、期間（＊）	(学校名)		(期間/月数) 年 月～ 年 月／ 月		
機構の給付奨学金等に関する情報					
↓該当するすべての□に✓印を付け、右欄に番号を記載してください。					
	給付奨学金を高等学校等にて申請している（予約採用） ※採用候補者決定通知のコピーを併せて提出してください。	【給付奨学金の採用候補者決定通知の登録番号】			
	大学にて、これから給付奨学金を申請する（在学採用）				
	多子世帯への授業料等無償化に該当する ※扶養状況は、原則として、申請時点で確定している前年以前の年末（12月31日）時点の住民税の課税情報によります。該当者は、入学後に所定の手続きが必要です。				
	3年次編入学：前歴校にて給付奨学金の採用を受けている ※奨学生証のコピーを併せて提出してください。	【給付奨学金の奨学生番号】			

※従来制度について

本学では、高等教育の修学支援新制度（新制度）と佐賀大学独自制度（従来制度）の2つの制度により、入学料・授業料免除等を実施しています。従来制度について、学部学生は以下に該当する場合のみ申請することができます。該当者は授業料免除担当までご連絡ください。

- ・入学前1年以内において、入学者若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められる場合

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学生により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学生の申込みを行ってください。給付奨学生の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
給付型奨学生の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学生に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙1）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生等であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて（別紙3）の提出が必要です。（給付型奨学生をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）
なお、給付型奨学生と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学生に申し込んだ結果、認定を受けることができなかつた（給付奨学生として採用されなかつた）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付型奨学生に未申請のため、「機構の給付型奨学生に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学生の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学生に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、学校から指示があつた場合は採用候補者決定通知のコピーを添付してください。
- 二 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請にあたっては、学校から配付される冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。
① 卒業まで自動的に授業料等減免を受けられるわけではなく、半年ごとに継続願を提出する必要な手続きがあること
② 定期的に実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となつたり、支援が停止場合があること
③ 定期的に実施される学業成績の判定により、支援が停止・打ち切りとなつたり、支援が廻取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）場合があること
※ 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当した場合で、かつ2回目の警告の事由がのみに係る場合は、停止の取扱いとなり、その後の学業成績の結果により再申込みが可能となります。
④ 本制度による授業料等減免又は給付型奨学生のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援の第一種奨学生（無利子）の利用にあたって当該奨学生の貸与上限額が変更されること
※ 貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載してい